

墨田区景観条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（届出を要しない行為） 第19条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次のとおりとする。 （1）・（2）〔略〕 2 〔略〕	〔同左〕 第19条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次のとおりとする。 （1）・（2）〔略〕 2 〔略〕

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

※ 景観法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
（届出及び勧告等） 第16条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 <u>市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条の9第1項又は第2項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第1項又は第2項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。</u> 8 <u>次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</u> （1）～（3）〔略〕 （4）<u>第46条の2第4項の認可を受けた同条第1項に規定する再生協定に基づき行う行為</u> （5）<u>景観計画に第8条第2項第4号ハに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為</u> （6）<u>景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ニ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為</u> （7）〔略〕	〔同左〕 第16条 〔略〕 2～6 〔略〕 〔新設〕 7 〔同左〕 （1）～（3）〔略〕 〔新設〕 （4）<u>景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為</u> （5）<u>景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為</u> （6）〔略〕

<u>(8)</u> 国立公園又は国定公園の区域内において、<u>第8条第2項第4号へ</u>に規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為 <u>(9)～(11)</u> 〔略〕 <u>(12)</u> その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	<u>(7)</u> 国立公園又は国定公園の区域内において、<u>第8条第2項第4号ホ</u>に規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為 <u>(8)～(10)</u> 〔略〕 <u>(11)</u> 〔同左〕
---	---

【施行日】 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日